

# 地域・生活における実践 編

ねらい： 認知症の人の地域における生活を支えるために必要な支援の基本、活用できる医療・介護等の施策、地域連携の重要性を理解する

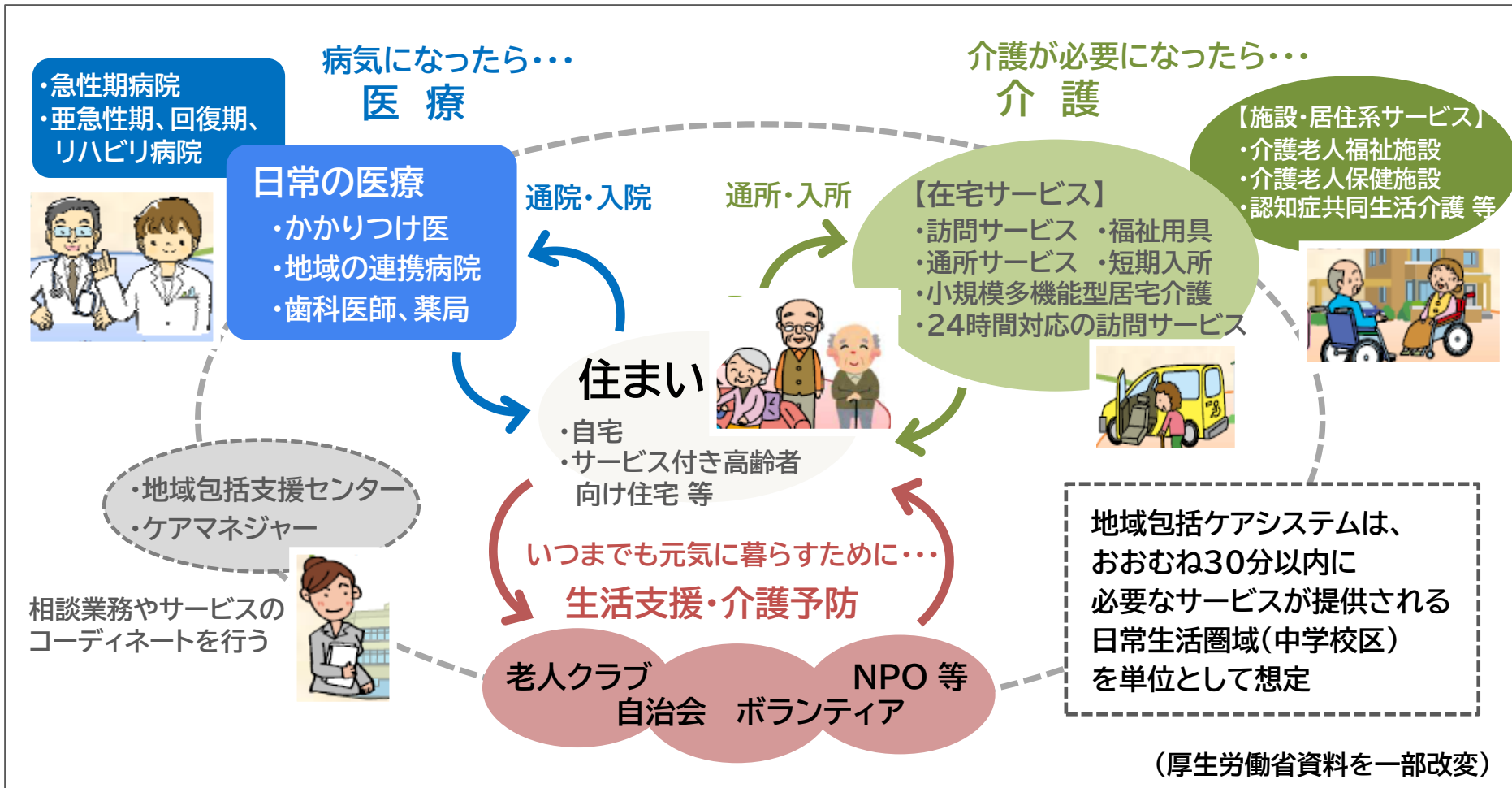
到達目標：

- 認知症ケアの考え方とかかりつけ薬剤師の役割を理解する
- 認知症の人が医療・介護等の施策や制度を活用するために必要な情報やポイントを理解する

# 地域包括ケアシステム

## 〔地域実践5〕

住まい・医療・介護・予防・生活支援が包括的に提供される地域包括ケアシステムの実現により、重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる。

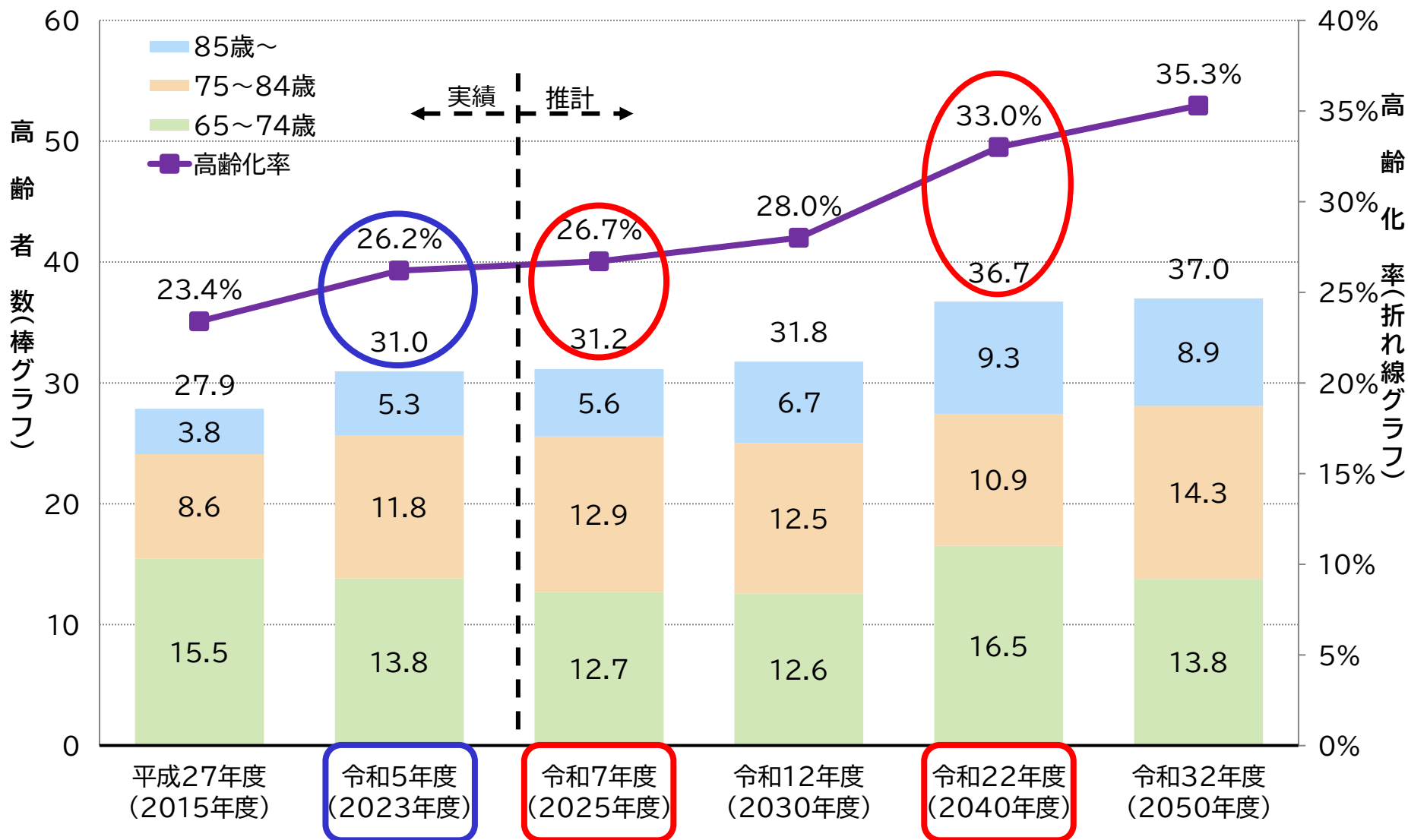


# 広島市の高齢者人口の推移

## 〔役割2〕追加資料①

(単位:万人)

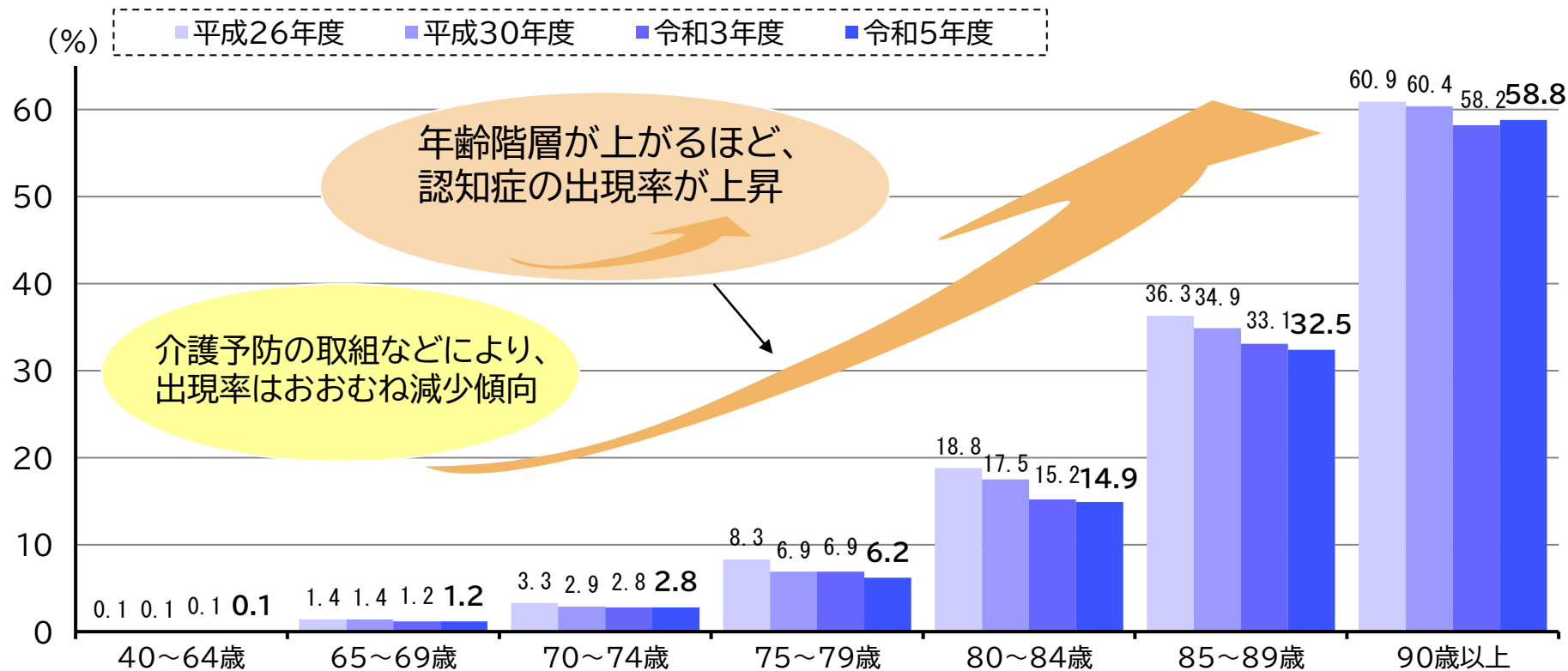
※ 各年度9月末現在



# 広島市の年齢階層別の認知症出現率

## 〔役割2〕追加資料②

※ 各年度9月末現在



### 【令和5年9月末現在】

区分	40～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上	合計
人口	408,670人	62,514人	75,834人	67,858人	50,201人	31,700人	21,411人	718,188人
認知症の人の数	463人	769人	2,102人	4,241人	7,493人	10,297人	12,594人	37,959人
出現率	0.1%	1.2%	2.8%	6.2%	14.9%	32.5%	58.8%	5.3%

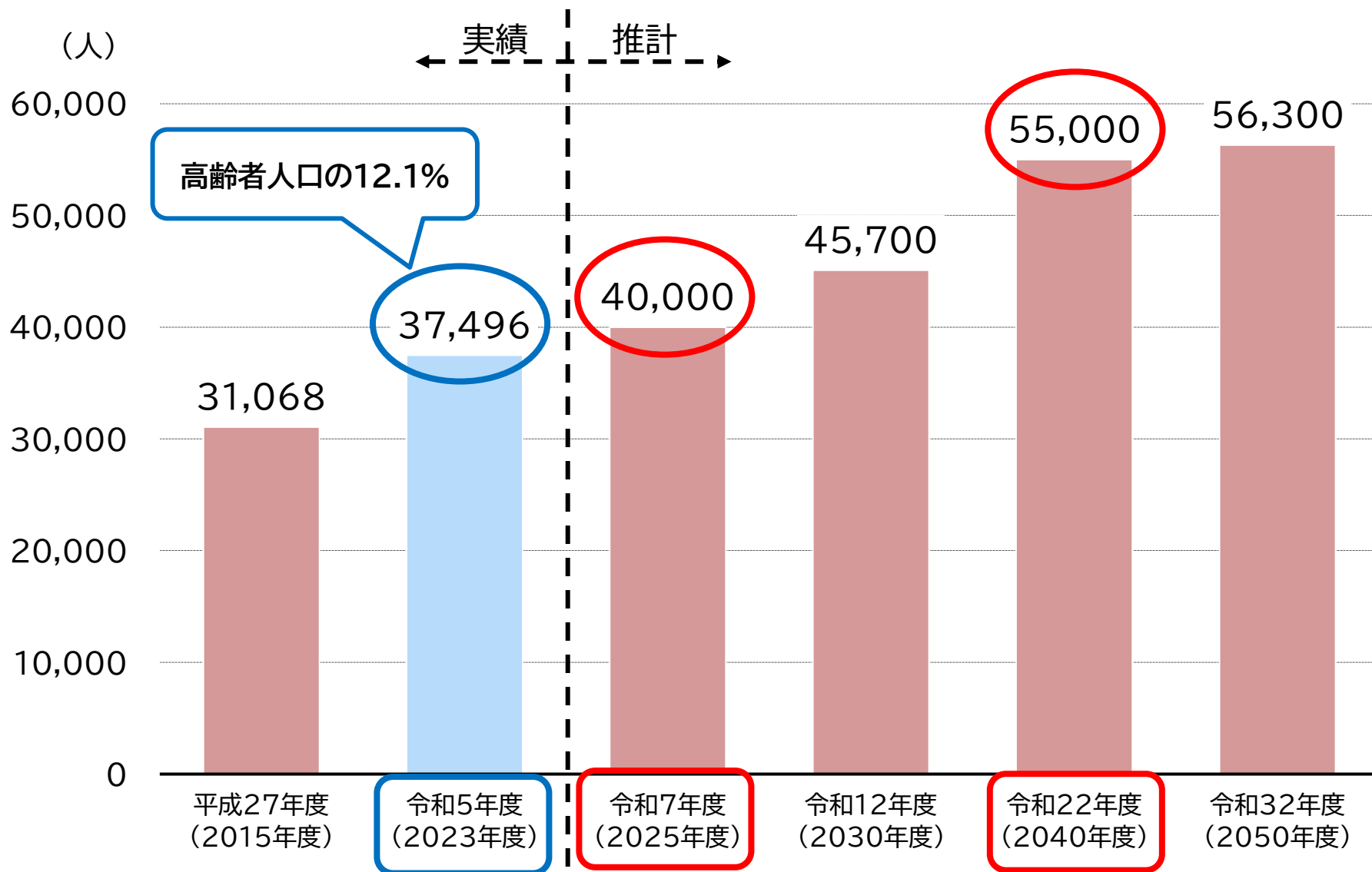
※ 認知症の人の数は、要介護認定のうち、日常生活自立度Ⅱa以上の人数

出典：広島市作成

# 広島市の認知症高齢者数の推移

〔役割2〕追加資料③

※各年度9月末時点



出典：広島市作成

# 認知症施策推進大綱の概要

〔役割 4〕

## 基本的考え方

認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望をもって日常生活を過ごせる社会を目指し認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進

具体的な施策の5つの柱

① 普及啓発・本人発信支援

② 予防

③ 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

▶▶ 早期発見・早期対応、医療体制の整備

▶▶ 医療従事者等の認知症対応力向上の促進

④ 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援

⑤ 研究開発・産業促進・国際展開

認知症の人や家族の視点の重視

# 共生社会の実現を推進するための認知症基本法の概要

## 〔役割4〕追加資料

### 目的

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進

⇒ 認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会(=共生社会)の実現を推進

～共生社会の実現の推進という目的に向け、基本理念等に基づき認知症施策を国・地方が一体となって講じていく～

### 基本的施策

①認知症の人に関する国民の理解の増進等

②認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進

③認知症の人の社会参加の機会の確保等

④認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護

⑤保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等

⑥相談体制の整備等

⑦研究等の推進等

⑧認知症の予防等

令和5年6月14日、参院本会議で可決、成立。令和6年1月1日に施行

# 第8期広島市高齢者施策推進プラン(令和3年度～令和5年度)

## ～重点施策Ⅴ 認知症施策の推進～

[役割4]追加資料

認知症施策は、プランにおいて、5つの重点施策のうちの1つとして位置付け

### 取組方針

- ◎今後予想される認知症の高齢者の大幅な増加に備えて、国の認知症施策推進大綱等も踏まえ、認知症の人が自分らしく住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりを目指す。
- ◎早期診断・早期対応をはじめ症状・容態に応じた適切な医療・介護サービスの提供とともに、認知症の人とその家族を支える取組など、認知症の人と家族にやさしい地域づくりに向けた施策を総合的かつ体系的に推進する。

### 取組内容

#### ①認知症に関する正しい知識の普及と本人発信支援

- 認知症サポーターの養成(認知症への理解者・支援者の増加)
- 認知症の人が生きがいを持って暮らしている姿を自ら発信する機会の創出

#### ②認知症の容態に応じた切れ目のない良質な医療・介護の提供

- 認知症支援の標準的な流れを示した「認知症ケアパス」の普及
- 認知症が疑われる人等に対する「認知症初期集中支援チーム」による支援
- 認知症の専門医療相談等を行う認知症疾患医療センターの拡充
- 認知症サポート医等への研修実施など地域の認知症医療提供体制の充実
- 認知症高齢者グループホームなど認知症対応型サービスの計画的整備促進
- 医療・介護従事者の認知症対応力向上研修の実施

#### ③若年性認知症の人への支援

- 認知症地域支援推進員による個別相談対応や相談会の実施
- 市民や職域向けの普及・啓発、介護従事者研修の実施

#### ④認知症の人と家族等に対する生活支援・地域支援の充実

- 認知症サポーターへのステップアップ講座等の実施
- 認知症地域支援推進員を中心とする医療・介護関係者など支援者同士の連携支援
- 認知症カフェの活動の普及・活動支援
- 認知症高齢者等SOSネットワーク等の運営
- 成年後見制度の利用促進
- 高齢者虐待の防止や早期発見等の取組



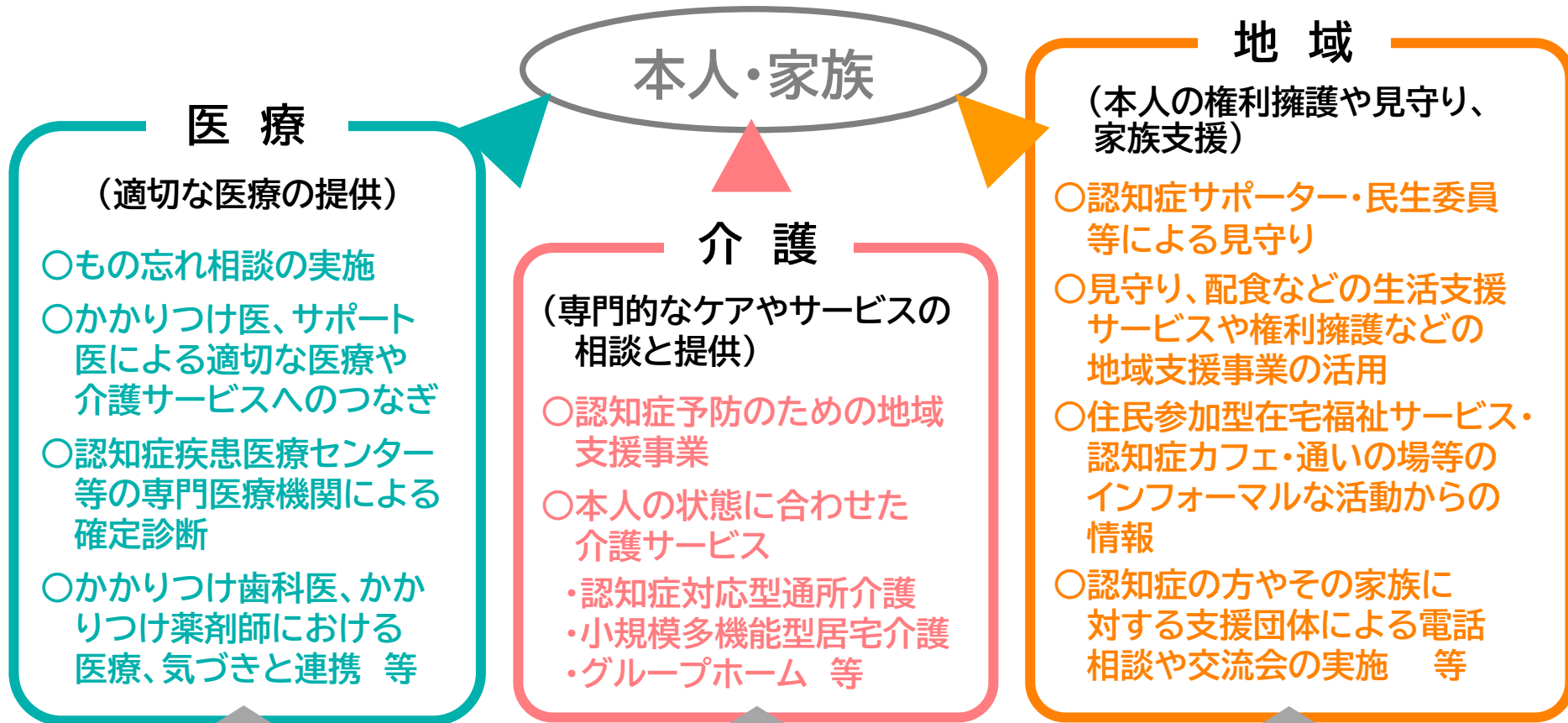


# 認知症の人への支援体制

## ～医療・介護・地域の連携～

〔地域実践6〕

認知症の人やその家族の暮らしを支えるサービスは多方面にわたり展開



市町村は必要な介護サービスを確保するとともに、それぞれの分野の活動支援、推進を図る

# 認知症の人の医療とケアの目標

〔地域実践2〕

1. 生活機能の1日でも長い維持
2. 行動・心理症状(BPSD)の緩和
3. 家族の介護負担の軽減

# 認知症サポート医

〔地域実践9〕

地域における「連携の推進役」を期待されている

## かかりつけ医の機能

- 日常の医学管理
- 早期発見・早期対応
- 本人・家族支援
- 多職種連携 等

## 認知症 サポート医

## 専門医の機能

- 鑑別診断
- 若年性認知症の診断
- 急激な症状の進行や
- 重篤な身体合併症の  
対応 等

## 認知症サポート医の機能・役割

- ① 認知症の人の医療・介護に関わる かかりつけ医や介護専門職  
に対するサポート
- ② 地域包括支援センターを中心とした多職種の連携作り
- ③ かかりつけ医認知症対応力向上研修の講師や住民等への啓発

# 認知症ケアパス

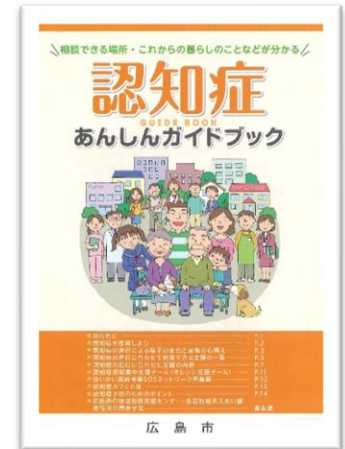
〔地域実践7〕

認知症ケアパスとは

『**認知症発症予防から人生の最終段階まで、認知症の容態に応じ、相談先や、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければいいのか、これらの流れをあらかじめ標準的に示したもの**』

(認知症施策推進大綱より引用)

- ・ 認知症ケアパスを地域ごとに確立し、認知症に関する基礎的な情報や具体的な相談先・受診先の利用方法等が明確に伝わるようにする。
- ・ 認知症ケアパスは、医療・介護関係者間の情報共有のツールでもあり、サービスが切れ目なく提供されるように医療機関でも積極的な活用が望まれる。



認知症あんしんガイドブック  
(広島市版)

冊子は各区の地域支えあい課や地域包括支援センターで配布。各区には、区の情報を掲載した別冊もあります。

# 認知症初期集中支援チーム

## 〔地域実践22〕

- 複数の専門職が家族の訴え等により 認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族 支援等の初期の支援を包括的・集中的（おおむね6ヶ月）に行い、自立生活のサポートを行うチームのこと
- 全ての市町村に設置されている

### ● 認知症初期集中支援チームのメンバー



医療と介護の専門職

(保健師、看護師、薬剤師、作業療法士、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士等)



認知症サポート医  
である医師(嘱託)

### ● 配置場所

地域包括支援センター、診療所、病院、認知症疾患医療センター、市町村の本庁など

### 【対象者】

40歳以上で、在宅で生活しており、かつ 認知症が疑われる人又は認知症の人で、以下のいずれかの基準に該当する人

- ◆ 医療・介護サービスを受けていない人、または中断している人で以下のいずれかに該当する人
  - (ア) 認知症疾患の臨床診断を受けていない人
  - (イ) 継続的な医療サービスを受けていない人
  - (ウ) 適切な介護保険サービスに結び付いていない人
  - (エ) 診断されたが介護サービスが中断している人
- ◆ 医療・介護サービスを受けているが、認知症の行動・心理症状が顕著なため、対応に苦慮している

# 認知症疾患医療センター

〔地域実践10〕

地域における認知症医療体制・日常生活支援に関する相談支援

認知症初期集中  
支援チーム

地域包括支援  
センター

かかりつけ医・  
歯科医・薬剤師

認知症  
サポート医

連携

認知症疾患医療センター(早期診断等を担う医療機関)

連携型

地域型

基幹型

(1)専門的医療機能

- ・速やかな鑑別診断
- ・診断後のフォロー
- ・症状増悪期の対応
- ・BPSD・身体合併症への急性期対応
- ・専門医療相談

(2)地域連携拠点機能

- ・連携協議会の設置
- ・研修会の開催

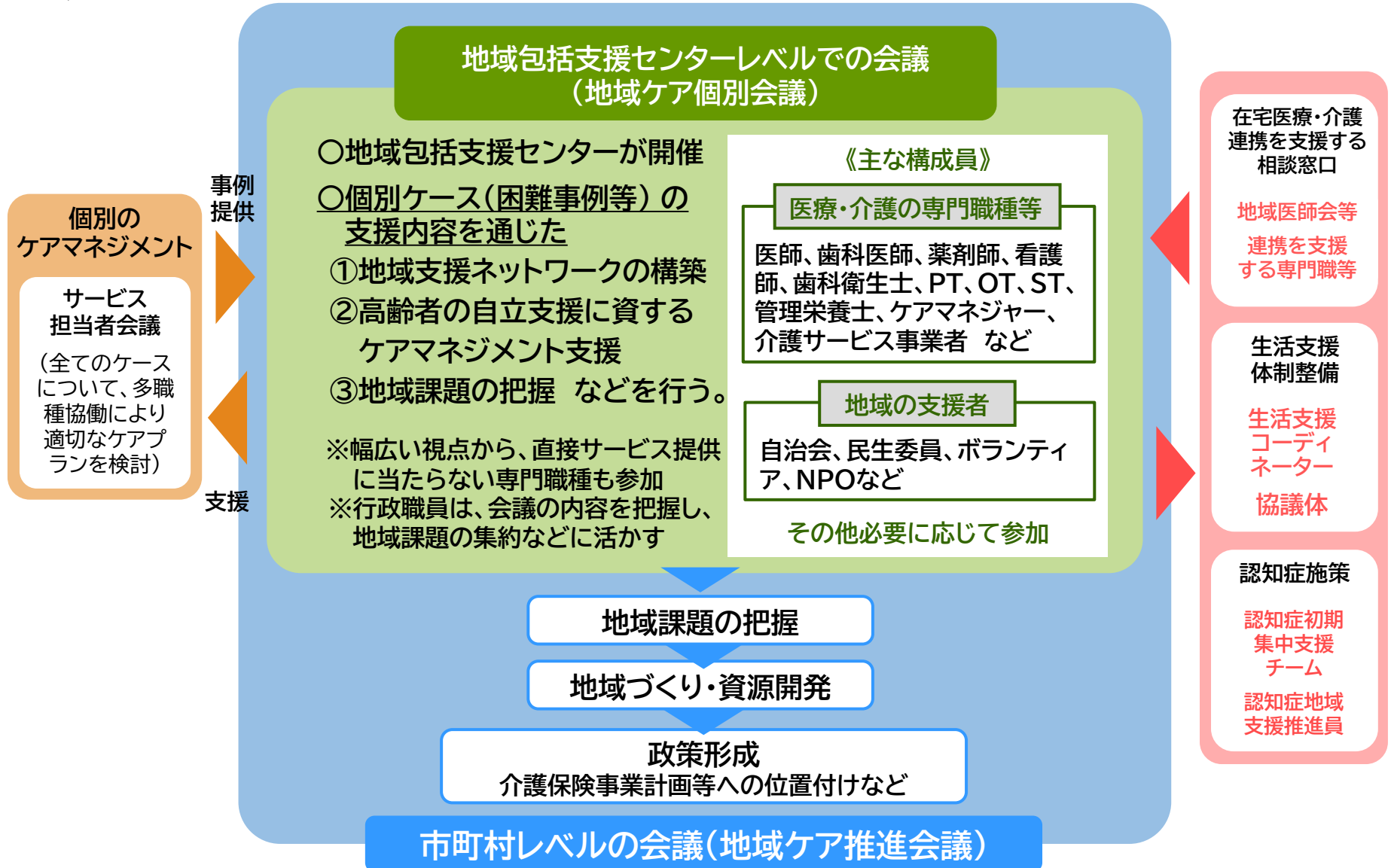
(3)日常生活支援機能

- ・診断後の相談支援

地域の医療提供体制の中核

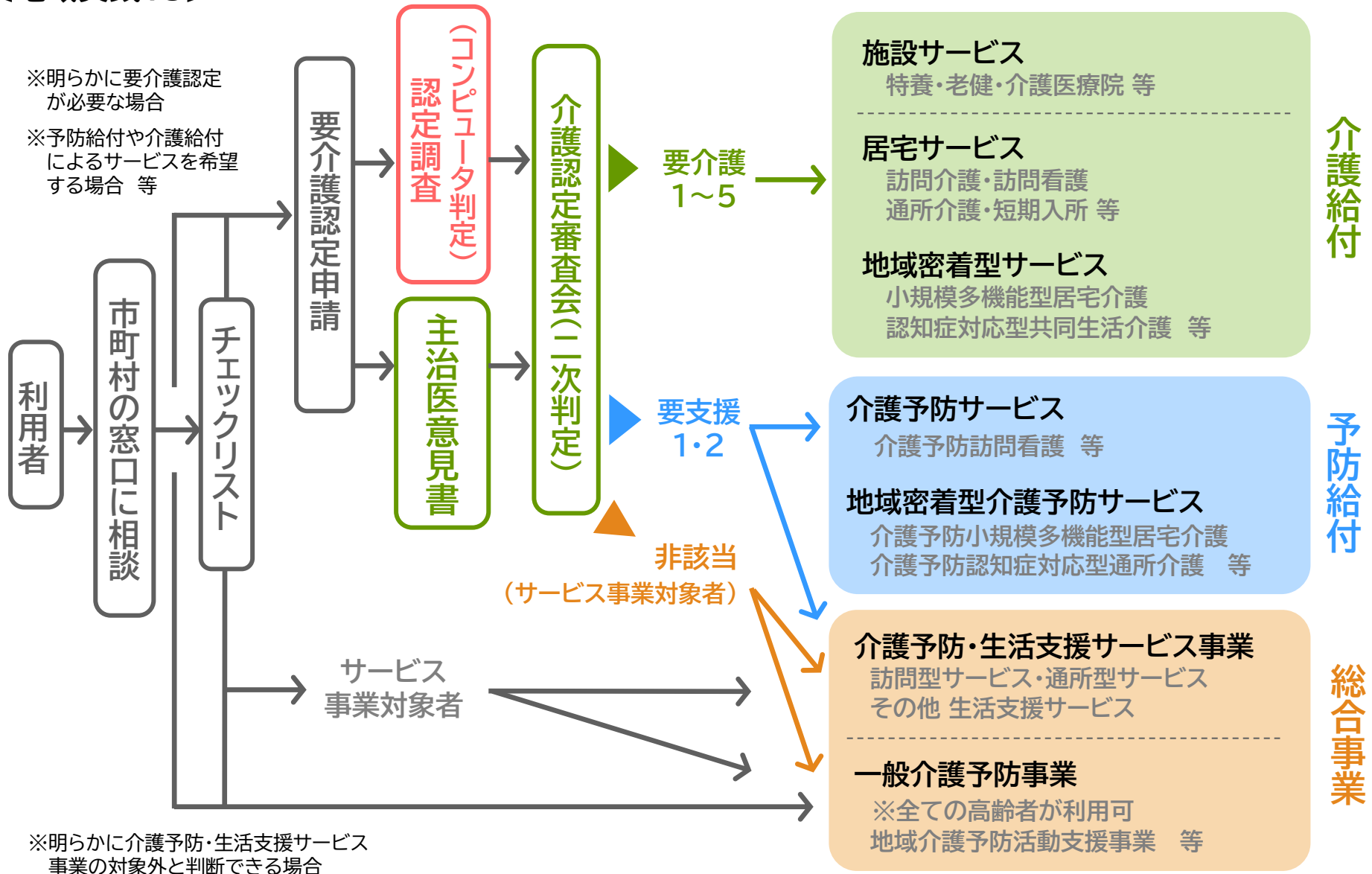
# 地域ケア会議

〔地域実践21〕



# 介護サービスの利用の手続き

## 〔地域実践13〕





# 介護給付(介護保険サービス)

〔地域実践14〕

## 居宅サービス

訪問サービス、通所サービス  
短期入所サービス、福祉用具貸与サービス  
福祉用具と住宅改修に関する費用支給 など

## 地域密着型サービス

定期巡回・随時対応型訪問介護看護  
小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護  
認知症対応型通所介護、地域密着型通所介護(H28～)  
認知症対応型共同生活介護(グループホーム) など

## 施設サービス

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院(H30～)  
介護療養型医療施設(~R5)

# 地域密着型サービス

〔地域実践15〕

1. 市区町村長が事業者の指定・指導監督
2. 原則、市区町村の被保険者が利用可能
3. 住民に身近な生活圏域単位で整備
4. 地域ごとの指定基準、介護報酬設定が可能

- ▶▶ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ▶▶ 夜間対応型訪問介護
- ▶▶ 地域密着型通所介護
- ▶▶ 認知症対応型通所介護
- ▶▶ 小規模多機能型居宅介護
- ▶▶ 看護小規模多機能型居宅介護
- ▶▶ 認知症対応型共同生活介護
- ▶▶ 地域密着型特定施設入居者生活介護
- ▶▶ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

# 予防給付と地域支援事業

## 〔地域実践16〕

介護給付（要介護1～5）

予防給付（要支援1・2）

対象：身体介護・機能訓練等を必要としない要支援高齢者

地域支援事業

新しい介護予防・日常生活支援総合事業（要支援1・2、それ以外の者）

- 介護予防・生活支援サービス事業
  - ・訪問型サービス
  - ・通所型サービス
  - ・生活支援サービス（配食等）多様な民間事業者・非営利団体等の地域資源を活用
  - ・介護予防支援事業（ケアマネジメント）
- 一般介護予防事業

包括的支援事業

- 地域包括支援センターの運営（従来3事業に加え、地域ケア会議の充実）
- 在宅医療・介護連携推進事業（医療・介護の情報共有と切れ目のない提供体制等）
- 認知症総合支援事業（認知症初期集中支援推進事業、認知症地域支援・ケア向上事業 等）
- 生活支援体制整備事業（生活支援コーディネーターの配置、協議体の設置 等）

任意事業

# 認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン

## 〔地域実践27〕

### 趣旨

- 意思を形成し、表明でき、尊重されることは、日常生活・社会生活において重要であり、認知症の人についても同様。
- 意思決定支援の基本的考え方、姿勢、方法、配慮すべき事柄等を整理し、認知症の人が、自らの意思に基づいた日常生活・社会生活を送れることをめざすもの。

### 基本事項(誰のための・誰による・支援なのか)

- 認知症の人のための  
(認知症と診断された場合に限らず、認知機能の低下が疑われ、意思決定能力が不十分な人を含む。)
- 認知症の人の意思決定支援に関わる全ての人による  
(意思決定支援者)
- 認知症の人の意思決定をプロセスとして支援するもの  
(意思形成支援、意思表明支援、意思実現支援)

# 生活支援としての意思決定支援

## 〔地域実践28〕

本人の意思の尊重、意思決定能力への配慮、早期からの継続支援

本人が自ら意思決定できるよう支援  
意思形成支援、表明支援、実現支援のプロセスに沿って支援を実施

本人意思の尊重・プロセスの確認

支援方法に困難・疑問を感じた場合

意思決定支援チーム会議(話し合い)

- ◎ 本人、家族、医療関係者、介護関係者、成年後見人 など
- ◎ サービス担当者会議、地域ケア会議と兼ねることも可
- ◎ 開催は関係者の誰からの提案も可

適切なプロセスを踏まえた支援が提供されたかの確認

本人の意思の尊重の実現

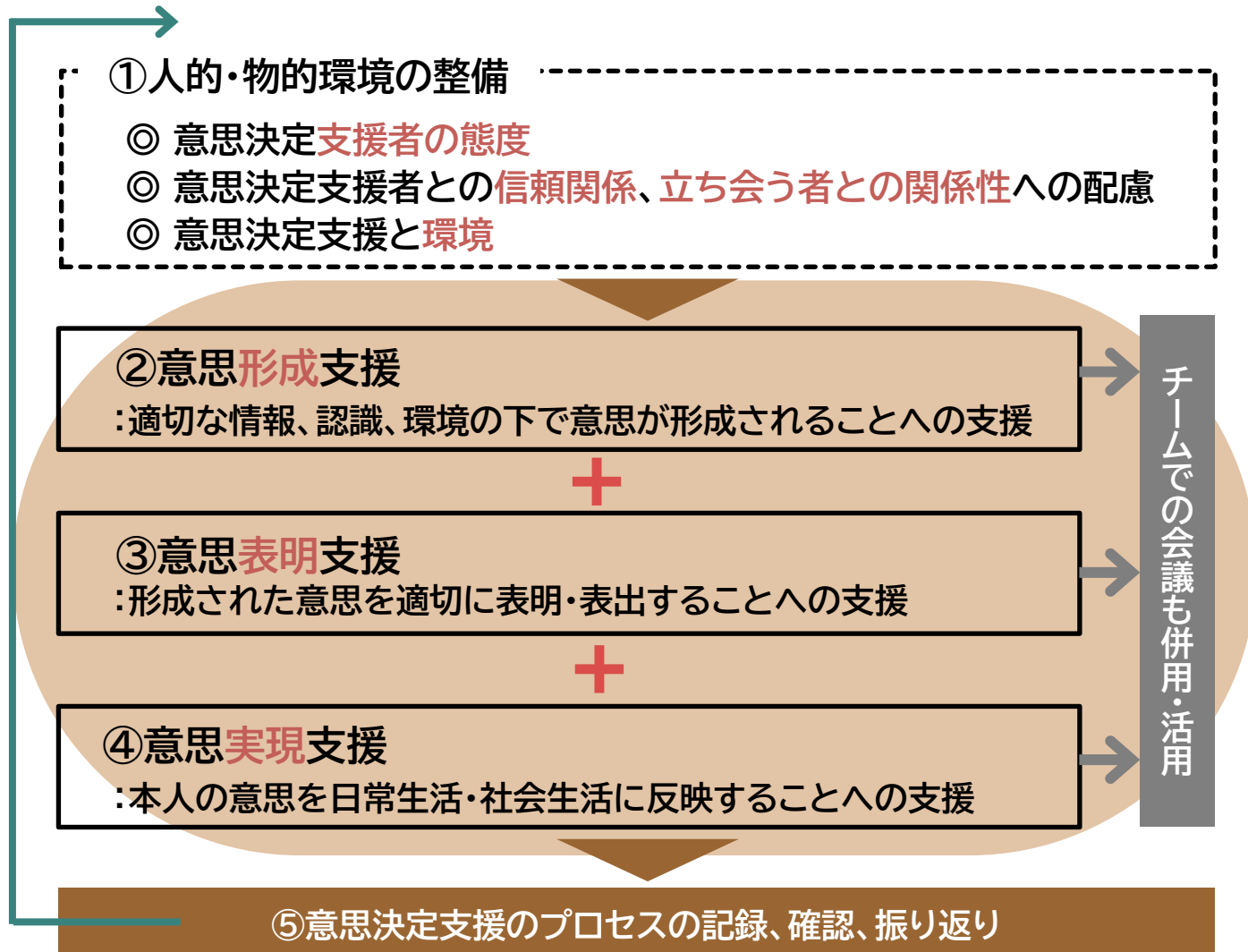
認知症の人の自らの意思に基づいた日常生活・社会生活の実現

適切な意思決定  
プロセスの確保

- ・理解しやすさ
- ・開かれた質問
- ・選択肢
- ・支援者の態度
- ・環境整備
- ・時間の余裕

# 意思決定支援のプロセス

[地域実践29]



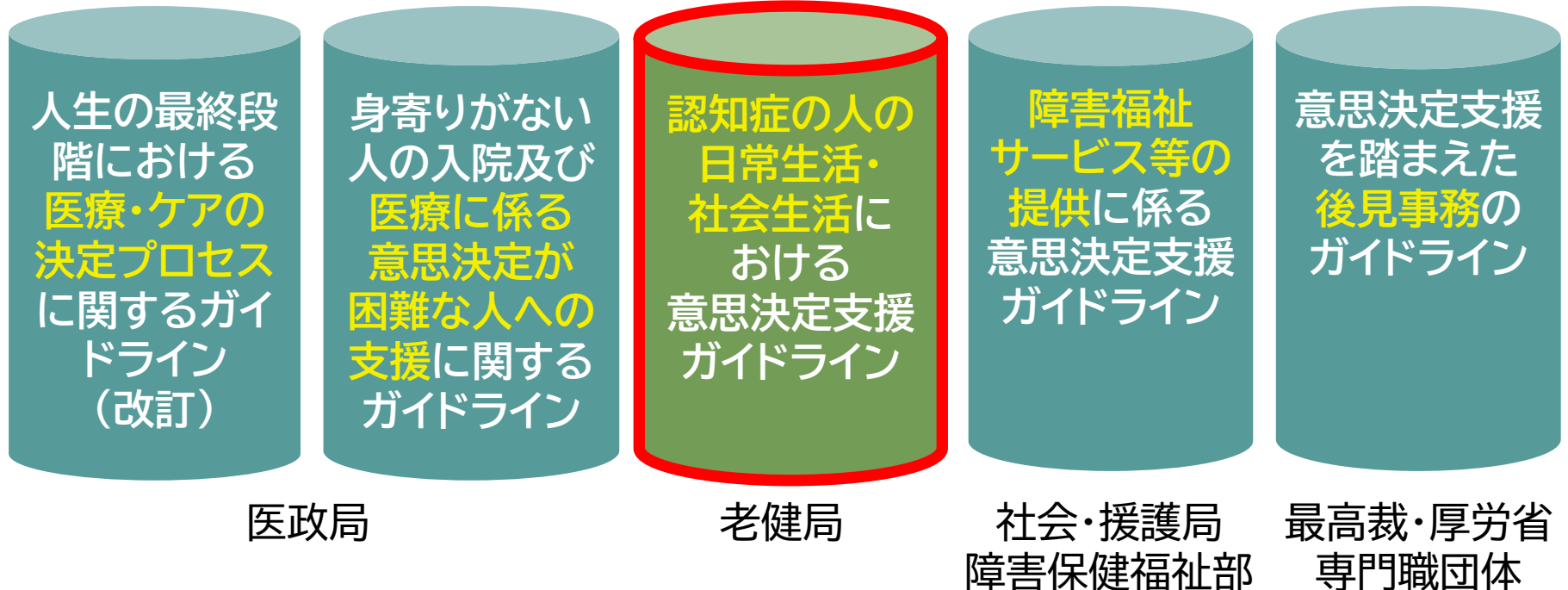
# 各意思決定支援ガイドライン

〔地域実践30〕

## 【意思決定支援ガイドラインの策定推進の背景】

- ◎ 障害者の権利に関する条約
- ◎ 成年後見制度利用促進法
- ◎ 成年後見制度利用促進基本計画 – 2017(平成29)年3月閣議決定 –

## 【公表されている5つの意思決定支援ガイドライン】



# Advance Care Planning(ACP)

〔地域実践31〕

## ACPとは

『将来の変化に備えて、将来の医療及びケアについて患者さんを主体に、その家族や近しい人、医療・ケアチームが、繰り返し話し合いを行い、患者さんの意思決定を支援するプロセスのこと』

## ACPの目標

- 患者さん本人の人生観や価値観、希望に沿った、将来の医療及びケアを具体化する。

## ACPの原則(主体は患者さん本人)

- コミュニケーションの促進、治療の選択肢・予後の情報共有、治療計画の共同作成、繰り返しの話し合いなどが原則である。
- 認知症の特性に考慮したACPの啓発・普及が課題である。
- かかりつけ医等の医療従事者が多職種と共に患者さんの意思に寄り添うことが理想である。



広島県地域保健  
対策協議会作成



# 日常生活自立支援事業と成年後見制度

## 〔地域実践34〕

- 日常生活自立支援事業は、判断能力などは不十分でも契約行為が行え、身近に親族などの支援者がなく金銭管理等できないで困っている人を支える仕組み
- 成年後見制度は、さらに認知症が進行し、財産管理及び身上監護に関する契約等の法律行為全般を行う仕組み

日常生活自立支援事業		成年後見制度
厚生労働省	所轄庁	法務省
社会福祉法	法律	法定後見制度：民法 任意後見制度：任意後見契約に関する法律
認知症、知的障害、精神障害などの理由により、判断能力が不十分な方であり、なおかつ、本事業の契約内容について、判断し得る能力を有していると認められる方(判断能力が全くない方は対象外)	対象者	認知症、知的障害、精神障害などの理由により、判断能力が不十分な方(補助・保佐)及び判断能力が全くない方(後見)
市区町村社会福祉協議会の職員(専門員, 生活支援員)	援助者	法定後見制度：補助人・保佐人・後見人 任意後見制度：任意後見人
社会福祉協議会への相談 (本人、家族、関係機関から)	手続きの開始	本人、配偶者、4親等内の親族、市区町村長、検察官、任意後見人等が家庭裁判所へ申立て
「契約締結判定ガイドライン」により確認 困難な場合、契約締結審査会で審査(都道府県社協に設置)	意思能力の確認・ 審査や鑑定・診断	医師の診断書を家庭裁判所に提出 (必要に応じて、鑑定を行うことがある)
本人負担 生活保護世帯は公費負担あり	利用中の費用	本人が負担 金額については家庭裁判所が決定
運営適正化委員会(都道府県社協に設置)	監督機関	法定後見制度：家庭裁判所, 成年後見監督人 任意後見制度：家庭裁判所, 任意後見監督人

福祉サービスの利用、日常生活費(預金の入出金・通帳の預かり等)の管理、日常生活の購入代金の支払い、各種届出などの手続きを支援する。  
社会福祉協議会と支援計画を作成し、利用契約を結ぶ。

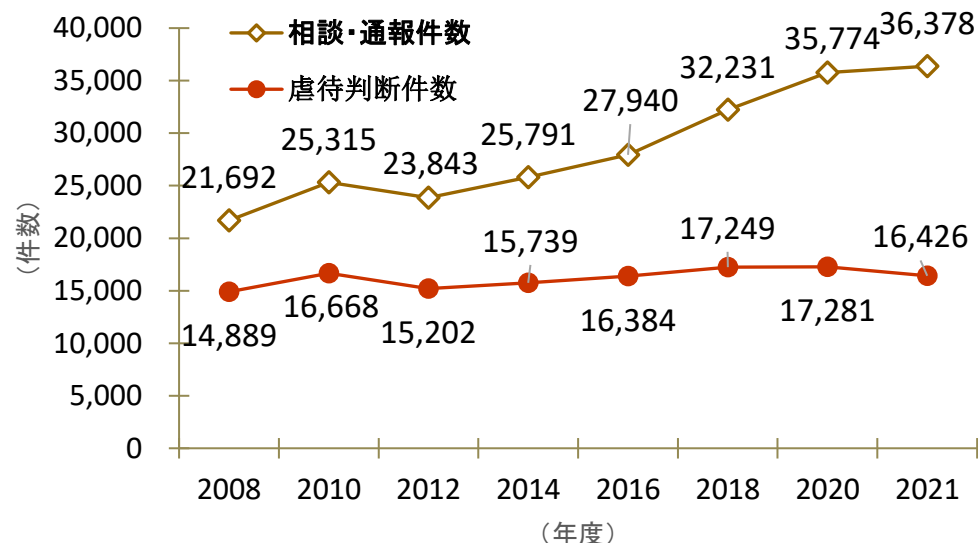
親族等(推定相続人)への照会、作業等の手続きがあり、2か月以上を要するほか、後見人等は家裁の職権によって選任され、後見業務は本人の死亡等まで継続し、選任された人物に対し不服申立てはできない。後見が開始されると、印鑑登録できなくなる。

# 養護者による高齢者虐待の現状

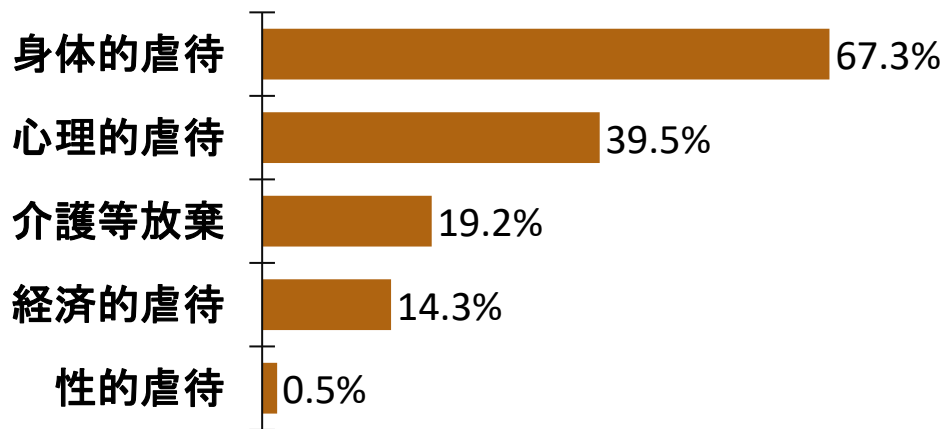
〔地域実践39追加資料〕

- 養護者による高齢者虐待の相談・通報件数は年々増加している
- 被虐待高齢者に重度の認知症がある場合は「介護等放棄」を受ける割合が高い
- 介護保険未申請・申請中・自立において、虐待の程度(深刻度)4・5の割合が高い

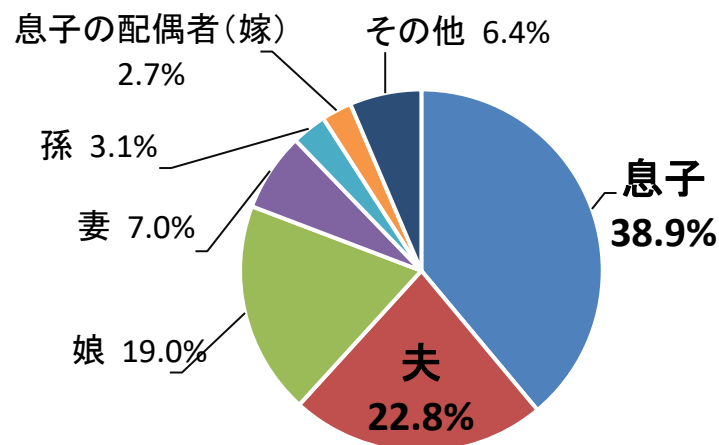
## 養護者による高齢者虐待の相談・通報件数と虐待判断件数の推移



## 虐待の種類別の割合



## 被虐待高齢者からみた虐待者の続柄



# 認知症支援を通じた地域作りに向けて

〔地域実践40〕

- 認知症は脳疾患によって起こる。
- 早期発見・早期対応により、可逆性の疾患の治療ができる。
- 進行性の疾患であっても、本人の症状(特に、行動・心理症状)を緩和し、本人の苦痛や家族の介護負担を軽減することが期待できる。
- 認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らすためには、本人と介護者を地域全体で支えていく必要がある。

# 認知症地域支援推進員

## 〔地域実践23〕



### 【推進員の要件】

- ① 認知症の医療や介護の専門的知識及び経験を有する医師、保健師、看護師、作業療法士、歯科衛生士、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士
- ② ①以外で認知症の医療や介護の専門的知識及び経験を有すると市町村が認めた者

### 【配置先】

- 地域包括支援センター
- 市町村本庁
- 認知症疾患医療センター など

### 医療・介護等の支援 ネットワーク構築

- 認知症の人が認知症の容態に応じて必要な医療や介護等のサービスを受けられるよう関係機関との連携体制の構築
- 市町村等との協力による、認知症ケアパス(状態に応じた適切な医療や介護サービス等の提供の流れ)の作成・普及・点検および活用 等

### 関係機関と連携した 事業の企画・調整

- 認知症疾患医療センターの専門医等による病院・施設等における処遇困難事例の検討及び個別支援
- 介護保険施設等の相談員による、在宅で生活する認知症の人や家族に対する効果的な介護方法などの専門的な相談支援
- 「認知症カフェ」等の開設
- 認知症多職種協働研修の実施・支援 等

### 相談支援・ 支援体制構築

- 認知症の人や家族等への相談支援
- 「認知症初期集中支援チーム」との連携等による必要なサービスが認知症の人や家族に提供されるための調整
- 認知症の人が相談につながるための支援
- 認知症の人が相談した後の支援

# 若年性認知症の特徴と現状

## 〔地域実践35〕

○全国における若年性認知症者数は、**3.57万人**と推計（前回調査(H21.3)3.78万人）※

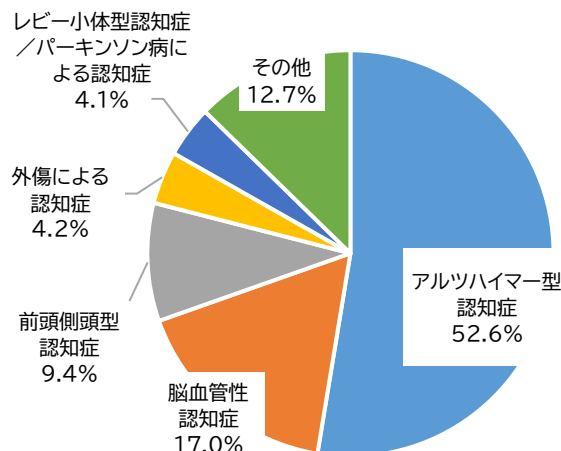
○18-64歳人口における人口10万人当たり若年性認知症者数(有病率)は、**50.9人**（前回調査(H21.3)47.6人）

※前回調査と比較して、有病率は若干の増加が見られているが、有病者数は若干減少。有病者数が減少している理由は、当該年代の人口が減少しているため。

(表) 年齢階層別若年性認知症者有病率(推計)

年齢	人口10万人当たり有病率(人)		
	男	女	総数
18~29	4.8	1.9	3.4
30-34	5.7	1.5	3.7
35-39	7.3	3.7	5.5
40-44	10.9	5.7	8.3
45-49	17.4	17.3	17.4
50-54	51.3	35.0	43.2
55-59	123.9	97.0	110.3
60-64	325.3	226.3	274.9
18-64			50.9

(図) 若年性認知症(調査時65歳未満)の基礎疾患の内訳



## 主な調査結果

- ▶ 最初に気づいた症状は「もの忘れが最も多く(66.6%)」、「職場や家事などでのミス」(38.8%)、「怒りっぽくなった」(23.2%)がこれに続いた。
- ▶ 若年性認知症の人の約6割が発症時点で就業していたが、そのうち、約7割が退職していた。
- ▶ 調査時65歳未満若年性認知症の人の約3割が介護保険を申請しておらず、主な理由は「必要を感じない」(39.2%)、「サービスについて知らない」(19.4%)、「利用したいサービスがない」(13.0%)、「家族がいるから大丈夫」(12.2%)であった。
- ▶ 調査時65歳未満若年性認知症の人の世帯では約6割が収入が減ったと感じており、主な収入源は、約4割が障害年金等、約1割が生活保護であった。

## 調査対象及び方法

全国12地域(札幌市、秋田県、山形県、福島県、群馬県、茨城県、東京4区、山梨県、新潟県、名古屋市、大阪4市、愛媛県)の医療機関・事業所・施設等を対象に、若年性認知症利用者の有無に関する質問紙票調査を実施(一次調査)。利用がある場合には、担当者・本人・家族を対象に質問紙票調査を実施(二次調査)。二次調査に回答した本人・家族のうち、同意が得られた者を対象に面接調査を実施(三次調査)。

# 若年性認知症の人への支援

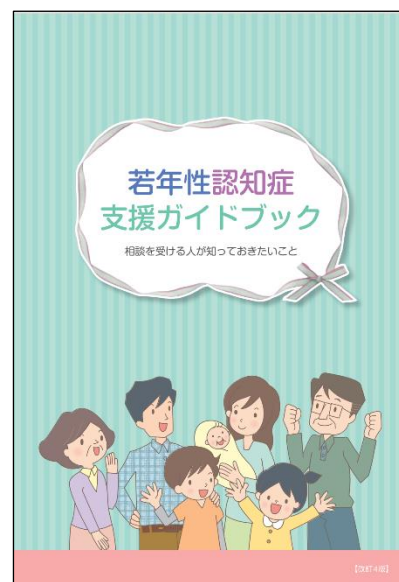
## 〔地域実践36〕

- 若年性認知症は 高齢者の認知症とは年齢や置かれている環境が異なるため、**本人や家族の心理状態・社会経済的状态に配慮が必要である。**
- **早期診断や早期治療、適切な支援や相談機関や支援機関へのつなぎなどが医療従事者の役割である。**
- 若年性認知症支援のハンドブックの配布、都道府県ごとの専門相談窓口の設置や相談窓口への若年性認知症支援コーディネーターの配置、若年性認知症コールセンターの周知などが重要である。

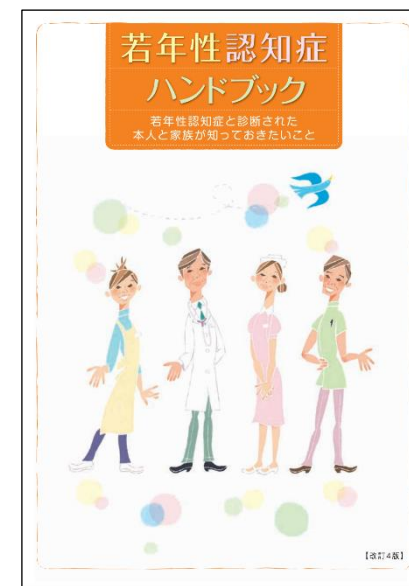
## 【若年性認知症支援コーディネーターの役割】

- ・ 本人やその家族、職場等からの電話等による相談窓口
- ・ 適切な専門医療へのアクセスと継続の支援
- ・ 利用できる制度・サービスの情報提供
- ・ 関係機関との連絡調整

### 専門職向け



### 本人・家族向け



# 若年性認知症の人への支援のネットワーク

## 〔地域実践37〕

「認知症総合戦略推進事業」若年性認知症施策総合推進事業（実施主体：都道府県・指定都市）

### 〈〈 相談(相談窓口) 〉〉

- ① 本人や家族との悩みの共有
- ② 同行受診を含む受診勧奨
- ③ 利用できる制度、サービスの紹介や手続き支援
- ④ 本人、家族が交流できる居場所づくり

### 〈〈 支援ネットワークづくり 〉〉

- ワンストップの相談窓口の役割を果たすため、医療・介護・福祉・労働等の関係者による支援体制（ネットワーク）の構築
- ネットワークにおける情報共有、ケース会議の開催、普及啓発等

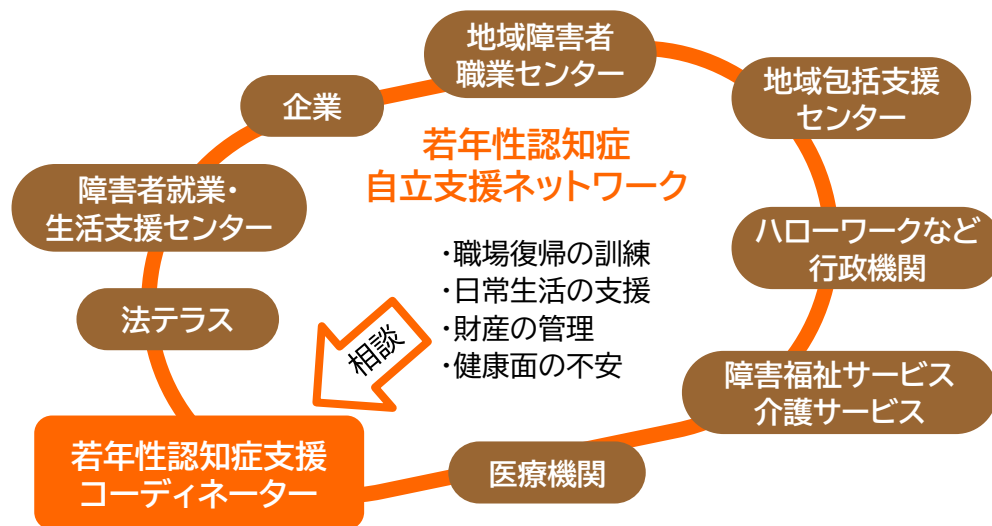
### 〈〈 普及・啓発 〉〉

- 支援者・関係者への研修会の開催等
- 企業や福祉施設等の理解を促進するためのパンフレット作成など

これらの支援を一体的に行うために **若年性認知症支援コーディネーター** を各都道府県に配置

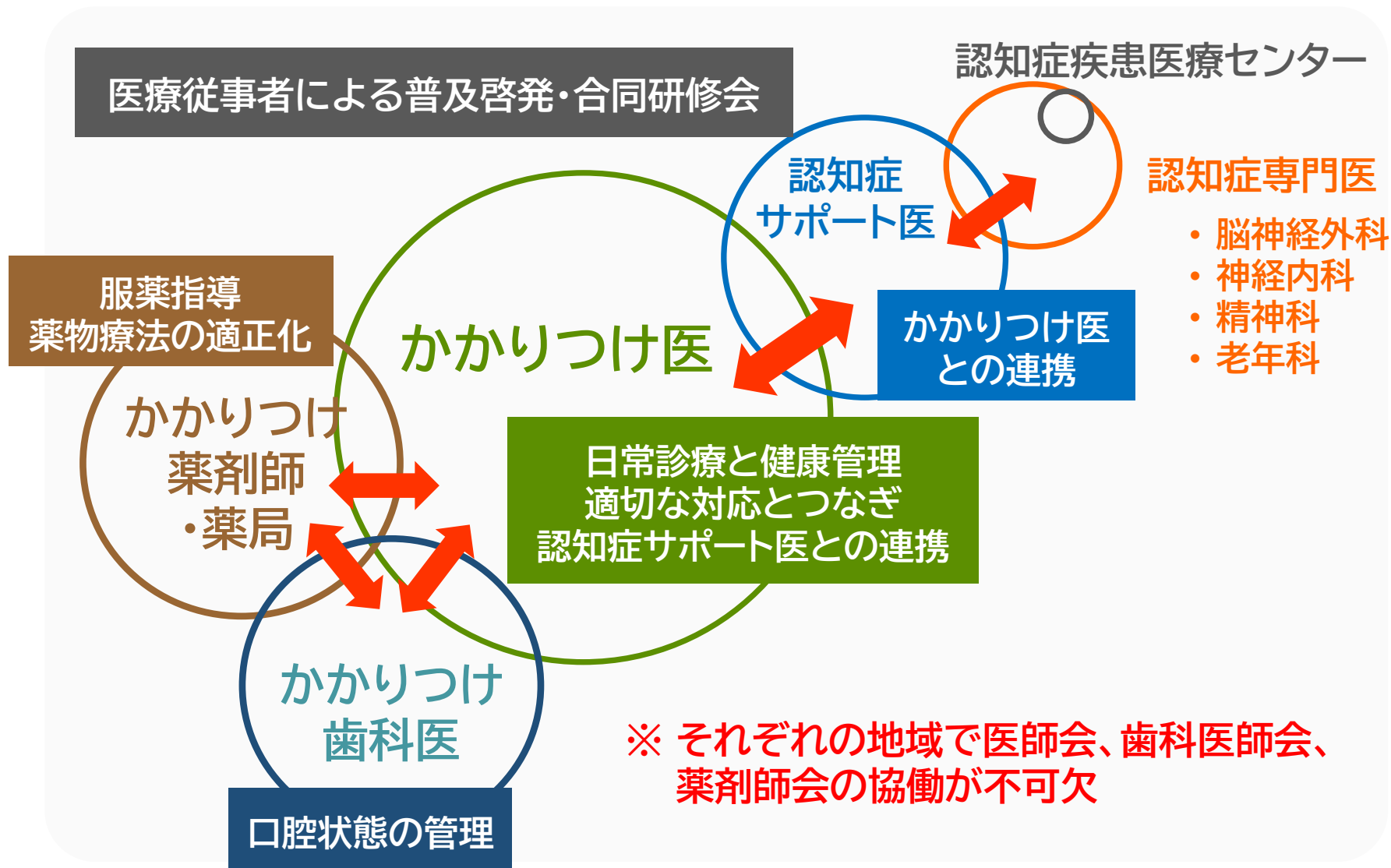
若年性認知症の特性に配慮した就労・社会参加支援

- ① 若年性認知症の人との意見交換会の開催等を通じた若年性認知症の人のニーズ把握
- ② 若年性認知症の人やその家族が交流できる居場所づくり
- ③ 産業医や事業主に対する若年性認知症の人の特性や就労についての周知
- ④ 企業における就業上の措置等の適切な実施など治療と仕事の両立支援の取組の推進
- ⑤ 若年性認知症の人がハローワークによる支援等が利用可能であることの周知 等



# 認知症医療連携のイメージ

〔地域実践11〕



認知症サポート医養成研修テキストを一部改変



# 医師・歯科医師・薬剤師の連携の意義

〔地域実践12〕

## かかりつけ薬剤師・薬局

- ・ 服薬遵守の意義について共有することができる。
- ・ 薬剤の副作用や日常生活に対する影響の説明ができる。

## かかりつけ医

- ・ 生活状況に関する具体的・客観的な情報を得られる。
- ・ BPSDに関連する要因についての情報が得られる。
- ・ 服薬状況の確認ができる。
- ・ 治療に関する本人・家族の満足度がより上がる。
- ・ 具体的に薬剤の副作用の説明ができる。

## かかりつけ歯科医

- ・ 口腔健康管理(口腔ケア・セルフケアを含む)の確認ができる。
- ・ 歯科治療に関する本人・家族の協力や満足度が向上する。

# 地域の多職種の役割

## 〔地域実践17〕

- ◎日々の健康状態の把握
- ◎本人のニーズに応じた生活の支援、環境調整
- ◎本人の主体性の保持、自己決定の支援
- ◎家族の介護負担感、健康状態などの把握 など

- ◎介護予防・日常生活支援総合事業の対象者及び要支援者アセスメントやマネジメント、ケアプランづくり
- ◎ケアチームをコーディネート、総合相談、個別相談、困難事例等対応、虐待対応等の権利擁護 など

- ◎歯科口腔疾患に対する治療と指導、意思決定支援
- ◎口腔健康管理(認知症があることによって変化する口腔機能や口腔衛生状態、摂食嚥下機能への対応)
- ◎歯科口腔疾患に関する二次医療機関等との連携・受療支援 など

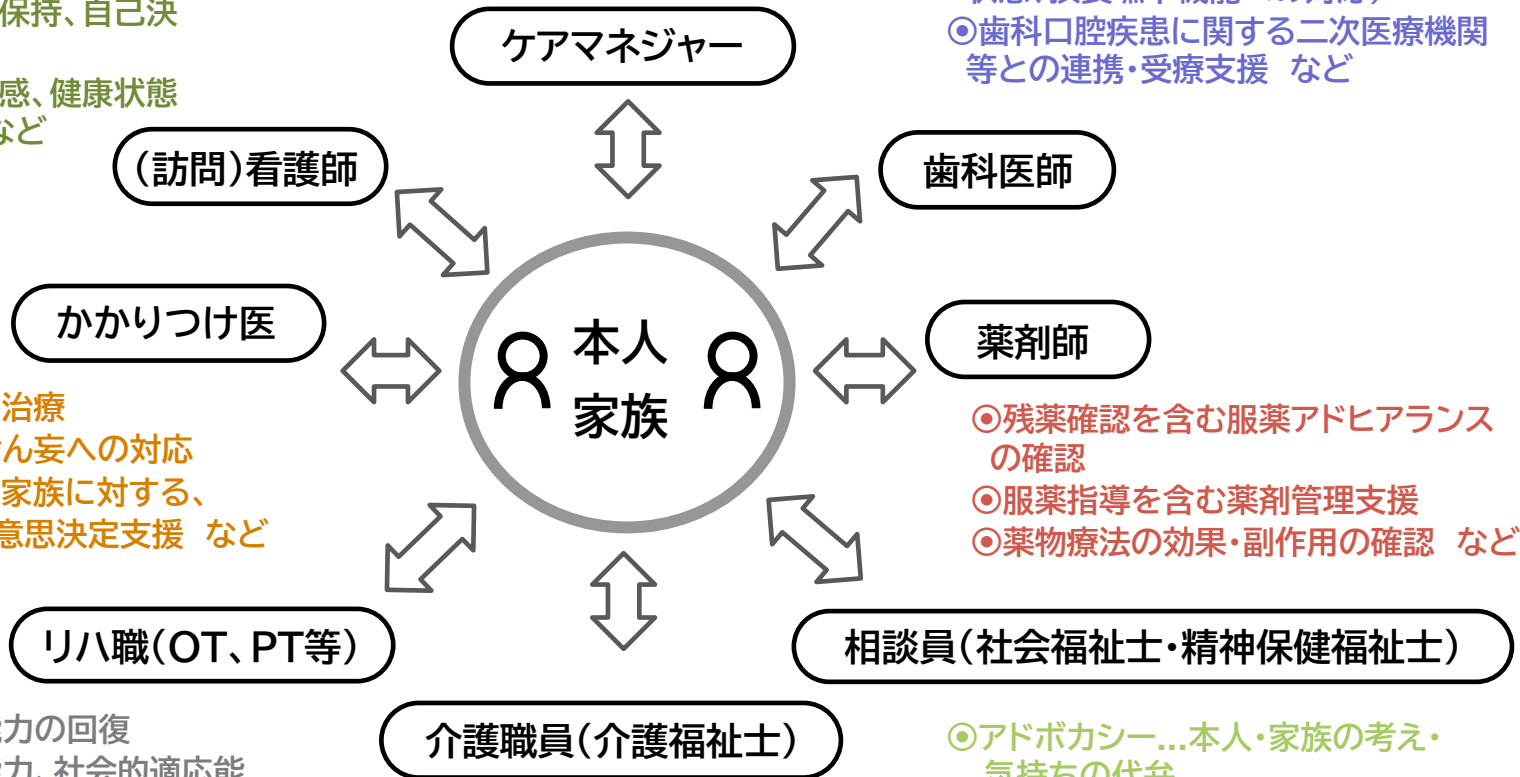
- ◎身体疾患に対する治療
- ◎認知症の症状やせん妄への対応
- ◎認知症の人とその家族に対する、適切な情報提供と意思決定支援 など

- ◎残薬確認を含む服薬アドヒアランスの確認
- ◎服薬指導を含む薬剤管理支援
- ◎薬物療法の効果・副作用の確認 など

- ◎基本的動作能力の回復
- ◎応用的動作能力、社会的適応能力の回復
- ◎言語聴覚能力の回復
- ◎日常生活活動や社会参加機能の評価情報の提供 など

- ◎食事、排泄、入浴、身支度など身体・心理等の状況に合わせた日常生活のケアの提供
- ◎生活に必要な居心地のよい環境を提供 など

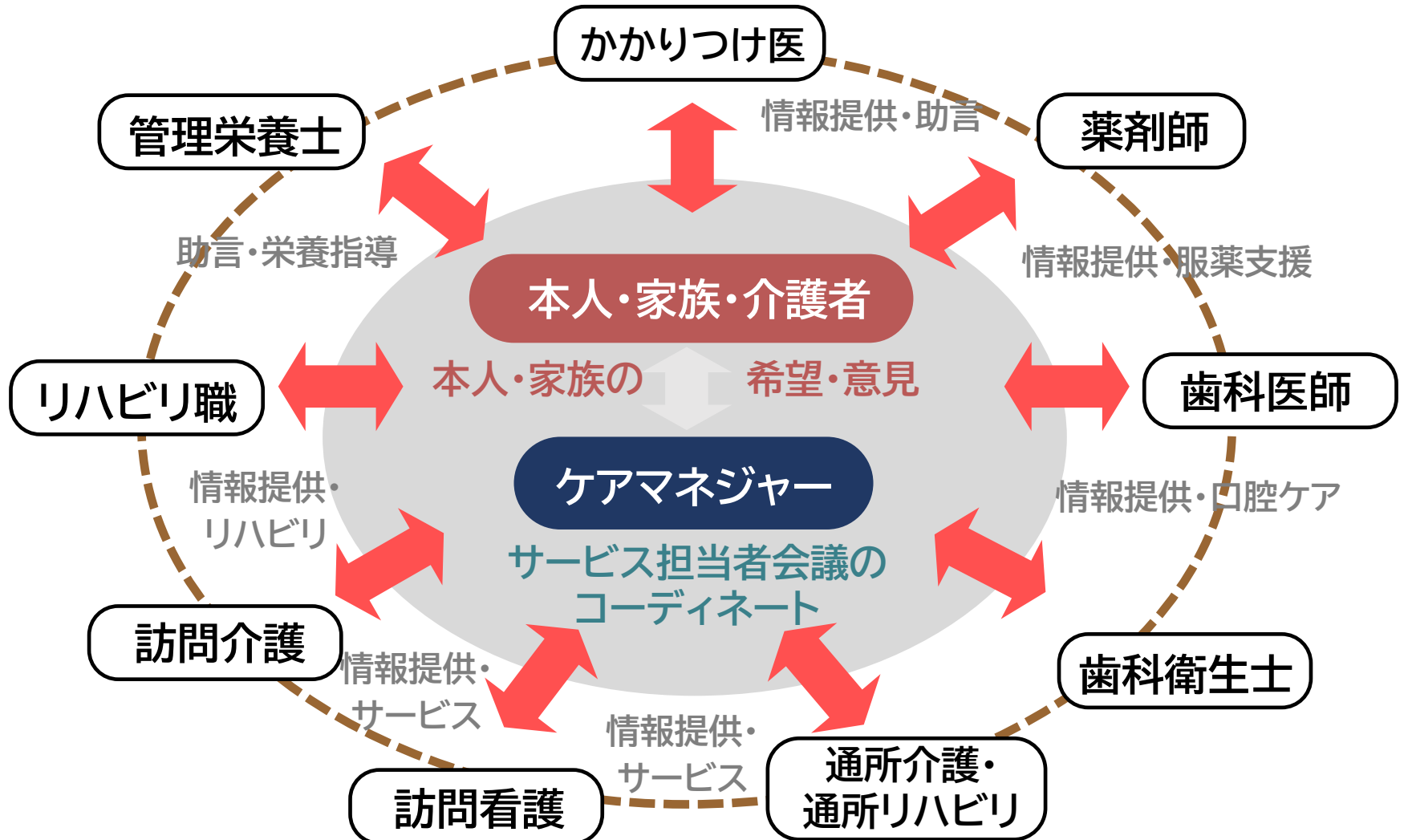
- ◎アドボカシー...本人・家族の考え・気持ちの代弁
- ◎退院計画の支援...退院後の生活設計の支援
- ◎利用可能なフォーマル・インフォーマルサービスを紹介・仲介 など



# ケアマネジャーと多職種連携

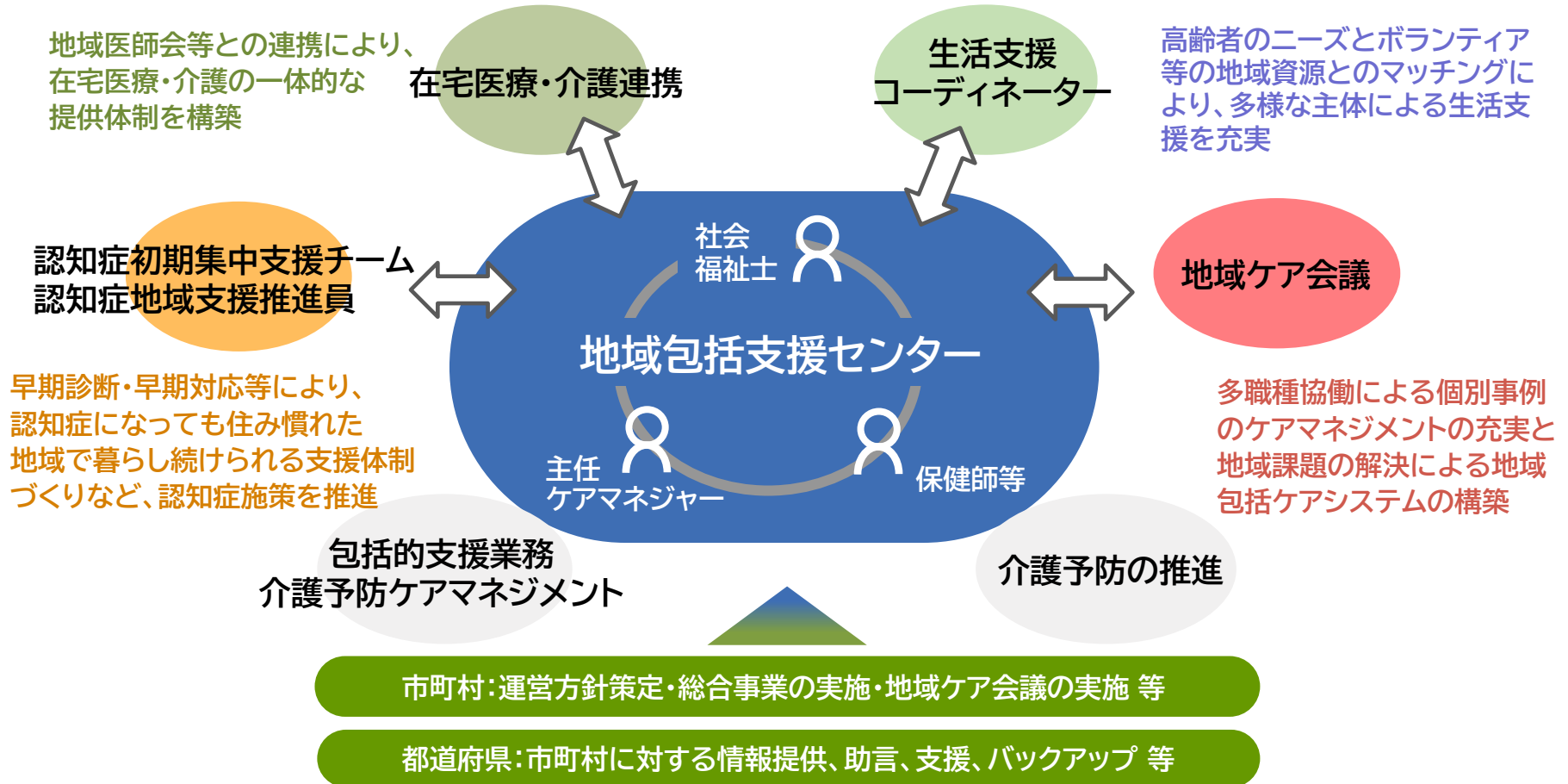
〔地域実践19〕

サービス担当者会議での情報共有と多職種の協働が重要



# 地域包括支援センター

## 〔地域実践20〕



### 地域包括支援センターの機能強化に向けて

業務量増加・センターごとの役割に応じた人員体制の強化

基幹型・機能強化型センターの位置づけ等、連携強化・効果的運営

運営協議会による評価・PDCAの充実等、継続的な評価・点検

# 認知症カフェ・ピア活動

〔地域実践24〕

## 認知症カフェ

---

- 認知症の人やその家族が地域で孤立しないために、地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場

## 家族介護教室や家族同士のピア活動

---

- 認知症の人と家族の会
- その他の家族支援・介護者支援の会

## 認知症の人同士のピア活動

---

- 認知症の本人交流会、本人ミーティング
- 認知症の本人が認知症の人の相談にのる活動

# 広島市の認知症カフェ

〔地域実践24追加資料〕

## 目的

認知症になっても住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、認知症の人とその家族、地域住民、専門職等が気軽に集い、相互交流を図るとともに、専門職による相談・助言などにより、認知症の人と家族の孤立化防止や地域で認知症の人とその家族を支える体制づくりを進める。

## カフェの活動例

- ① 認知症の人及びその家族等が安心して集い、交流する場の提供と交流の促進
- ② 認知症の人及びその家族等からの相談に対する助言の実施
- ③ 認知症に関する本市の施策や地域におけるサービスに関する情報提供
- ④ 認知症に関する知識を深めるための講習会等の実施等
- ⑤ 家族等の介護者の不安・負担を軽減するような取組



広島市内における認知症カフェの設置状況（令和5年9月末現在）

区	中区	東区	南区	西区	安佐南区	安佐北区	安芸区	佐伯区	合計
件数	18	20	22	12	29	25	10	12	148

# 認知症の人と家族への支援

## 〔地域実践25〕

支援内容	具体例
治療や症状への対処法	知識情報を得る場、家族教室、介護講習会、認知症カフェ、相談窓口
介護者の心身の休息	デイサービス・ショートステイの活用、介護・リフレッシュ休暇、保養所
介護者の健康	家族の心身の健康の維持、健康診断、受診や治療の支援
同じ立場の人と話せる場	家族会や家族の集いの場、情報交換、家族同士のピア活動
偏見・差別に対する啓発	地域の人への認知症の知識の啓発、家族支援の啓発
経済的な支援制度	就労継続支援、介護費用の軽減、税の減免、介護手当等

# 広島市の認知症サポーター

[地域実践26]追加資料

## [目的]

認知症を理解し、地域の中で認知症の人や家族をできる範囲内で見守り支援する人(サポーター)を育成し、地域のさまざまな生活場面において実践する

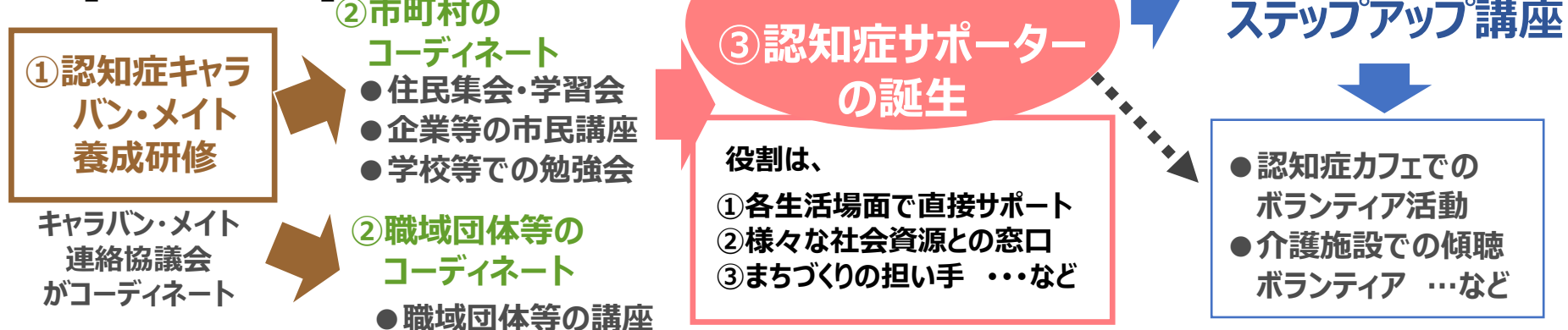
## [展開方法]

- ① 認知症キャラバン・メイト養成研修を受けた者が、
- ② 地域や職域、学校などに出向き、認知症に関するミニ学習会を開催、
- ③ 地域の「認知症サポーター」を育成
- ④ 認知症サポーターを対象に「認知症サポーターステップアップ講座」を開催



認知症サポーターカード

## [展開イメージ]





# 改正道路交通法と認知症

〔地域実践38〕

## 改正道路交通法（平成29年3月12日施行）

- 75歳以上の高齢者が**運転免許を更新する際には、認知機能検査を受検し、その結果によって、「高齢者講習」や「臨時適性検査 または 医師の診断書」が必要となる。**
- 75歳以上で、**一定の違反行為(基準行為)があった場合には、臨時認知機能検査を受検し、その結果によって、「臨時高齢者講習」や「臨時適性検査 または 医師の診断書」が必要となる。**

※ 臨時適性検査の受検及び診断書の提出は、都道府県公安委員会より本人に対して通知・命令される。

## 改正後の課題

- **正確な認知症診断や判定、自主返納後や運転中断後の生活の維持、症状の進行予防、社会的孤立などへの支援や連携が課題とされる。**

# 薬剤師認知症対応力向上研修 まとめ

〔地域実践41〕

- かかりつけ薬剤師は、認知症の人や家族の伴走者として支援していく姿勢が重要である。
- かかりつけ薬剤師には、認知症の人や家族の視点を重視した、医療・介護・地域の連携を担うつなぎ手としての活動が求められている。
- かかりつけ薬剤師には、認知症の人や家族に身近な多職種連携の一員としての役割が期待されている。
- 地域で開催される多職種合同研修、フォローアップ研修などへの積極的な参加や地域での啓発活動の継続などが望まれている。